

株式会社紋別観光振興公社  
代表取締役社長 棚橋 一直 様  
(紋別市オホーツク交流センター指定管理者)

紋別市長 宮 川 良



緊急事態宣言に伴う指定管理施設の一部利用の中止について (通知)

新型コロナウイルス感染症については、全道的に感染拡大がみられる状況にあることから、国は北海道を緊急事態宣言区域に指定し、8月27日(金)から9月12日(日)までの期間、北海道全域を緊急事態措置の対象として感染症対策を行うことといたしました。

しかしながら、北海道においては地域によって感染指標の違い等により、特定措置区域と一般措置区域に分けることとしております。

また、道立施設は原則休館となる他、市町村立施設においても感染状況や施設の目的を踏まえて、順次休館等を検討するとされたところです。

当市といたしましては、現状を考慮した結果、指定管理施設である下記対象施設を期間内において、下記措置内容とすることといたしました。

当該指定管理者である御社におかれましては、館内周知等の対応をとっていただくとともに、引き続き館内消毒・換気等、感染予防対策、検温等を継続していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

#### 記

- 1 措置期間 令和3年8月27日(金)～9月12日(日)
- 2 対象施設 紋別市オホーツク交流センター2階(多目的ホール、会議室1・2、和室)
- 3 措置内容 ①申請団体及び利用者等が、紋別市民のみの場合は利用可能とします。  
②申請団体及び利用者等が、以下の特定措置区域及び緊急事態宣言が発令されている都府県からの場合は、利用不可といたします。
- 4 特定措置区域  
札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、小樽市、旭川市
- 5 その他 既に予約済みのものであり、中止・延期が困難で、その活動に大きな影響が見込まれるものについてのみ、主催者側において感染防止対策を徹底した上で利用を認める場合がありますので、該当するケースについては個別に協議いたします。